建築確認申請を予定されている建築設計事務所・工務店の皆様へ

住宅建築に関する宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の事前相談の取扱いは以下のとおりです。

別紙「建築確認に係る盛土規制法自主確認フロー」に記入する

都市計画法開発許可が必要と判定した場合（ケース1）	盛土規制法の許可申請又は届出が必要と判定した場合（ケース2）	盛土規制法の許可不要と判定した場合（ケース3）
都市計画法開発許可の事前相談が必要です	盛土規制法に関する事前相談が必要です	盛土規制法の事前相談は不要です。建築確認申請の際に、記入した「建築確認に係る盛土規制法自主確認フロー」を建築確認機関に提出してください。

盛土・切土、擁壁の図面を御準備のうえ盛土規制法の担当窓口へ御相談ください

盛土規制法の担当窓口はいわて盛土情報システムで確認できます
（農地転用を伴う場合には、最寄りの本局農政部へ）
（それ以外の場合には、最寄りの本局土木部へ）

いわて盛土情報システムページ

いわて盛土情報システム

トップ
webgis.alandis.jp

URL： https://webgis.alandis.jp/iwatemorido03p/complaint/posting/

※建築確認機関から「知事が盛土規制法への適合を証する書面（盛土規制法省令第88条証明書）」の提出を指示された場合には、関係図面を御準備のうえ、盛土規制法担当窓口へ御相談ください。